

平成 2 2 年第 3 回更別村議会臨時会会議録

平成 2 2 年 5 月 1 7 日

平成 22 年第 3 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 22 年第 3 回更別村議会臨時会を開会いたします。 <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p>
議 長	村長より招集の挨拶があります。
村 長	岡出村長 本日ここに、平成 22 年第 3 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げますところ、議員各位には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 新年度に入りまして、特に低温や降雨、降雪等が続き、農作業に大幅な遅れが生じ、その影響が心配されますし、また宮崎県下において発生的口蹄疫による影響も心配されるところでございます。 これらについて関係機関と連携を密にし、対応してまいります。 かねて懸案でありました、平成 21 年度をもって期限切れの過疎地域自立促進特別措置法につきましては、平成 28 年 3 月 31 日までの 6 年間延長となりまして、更別村も引き続き過疎市町村に指定されることが決定となりました。これを受け、急ぎ過疎法に基づく更別村自立計画の策定作業に取りかかり、本年 9 月の第 3 回更別村議会定例会にて、新たな更別村自立計画について議決をいただけるようにスケジュールを進めてまいりたいと思っております。 本臨時会におきましては、地方税法等の改正に伴い、村関係条例の改正についてご審議をお願いするものであります。 よろしく願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶といたします。
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(10 時 03 分)</p>
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであり

議 長 ます。
 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、2 番高橋さん、3 番菊地さんを指名いたします

議 長 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長 堂場議会運営委員長
 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
 さきに、第 3 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 5 月 17 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

議 長 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。

議 長 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
 委員長の報告が終わりました。
 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議 長 日程第 3、会期決定の件を議題といたします。
 おはかりいたします。
 本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。
 これにご異議ありませんか。
 （異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、会期は 1 日間と決定しました。

議 長 日程第 4、諸般の報告をいたします。
 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承ください。

議 長 日程第 5、一般行政報告を行います。
 一般行政報告は文書で配布されております。
 これで村長からの一般行政報告を終わります。
 これから一般行政報告に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。
 （ありませんの声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 これで質疑を終わります。

議 長 日程第 6、議案第 33 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 岡出村長

村長 議案第 33 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。
 更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。
 理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。
 2 番目の要旨といたしましては、主に 4 点ございまして、1 点目、給与所得者及び公的年金等受給者における扶養親族についての申告書の提出規定の創設であります。
 2 点目といたしましては、65 歳未満の者の公的年金等所得に係る徴収方法を普通徴収から原則として給与からの特別徴収に改めるということであります。
 3 点目、たばこ税の税率を 1,000 本につき 3,298 円から 4,618 円に改めるものであります。
 4 点目、非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置の創設となっております。
 なお、改正内容等、詳細につきましては、上田住民生活課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。
 以上、提案説明といたします。
 上田住民生活課長
 (議案第 33 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)
 議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。
 (ありませんの声あり)
 議長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)
 議長 これで討論を終わります。
 これから議案第 33 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)
 議長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
 議長 日程第 7、議案第 34 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 岡出村長

村 長

議案第 34 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

2 番目の要旨といたしましては、3 点ございまして、1 点目、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 470,000 円から 500,000 円に改めるということで、限度額を 30,000 円引き上げるというものでございます。

2 点目、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 120,000 円から 130,000 円に改める。限度額を 10,000 円引き上げようとするものでございます。

3 点目、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税課税の特例が新設されたことにより、給与所得者で非自発的に失業した者に係る国民健康保険税の課税総所得金額を 100 分の 30 に軽減するというものでございます。

なお、これら改正内容等、詳細につきましては、上田住民生活課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提案説明といたします。

議 長
住民生活課長

上田住民生活課長

(議案第 34 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

7 番本多議員

7 番 本多さん

3 番目の非自発的失業者ですけれども、この部分では改正は今回の 4 月からということですが、以前から非自発的に失業されている方についても申請をすればすぐにこういう条件になるのでしょうか。

議 長
住民生活課長

上田住民生活課長

今回の改正で、4 月 1 日からの適用ということでございます。

以前でなくて、これからの話でございます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

以前からそういう方については、申請しても減税にならないというのですか。

議 長
住民生活課長

上田住民生活課長

前 1 年以内ということで今回の平成 22 年度に賦課される部分ですので、前年の 3 月 31 日以降に離職された方が対象になるということでございます。

議 長

他に質疑はありませんか。

議	長	<p>(ありませんの声あり)</p> <p>これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。</p>
議	長	<p>(原案賛成の声あり)</p> <p>これで討論を終わります。 これから議案第 34 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議	長	<p>日程第 8、議案第 35 号、過疎地域振興のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。</p>
村	長	<p>岡出村長</p> <p>議案第 35 号、過疎地域振興のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 過疎地域振興のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。 要旨といたしましては、適用対象業種であるソフトウェア業を情報通信技術利用事業、いわゆるコールセンターに改めるということでございます。 次のページをお願いいたします。 改正する条例の本文、現行と改正後でございますが、趣旨の第 1 条におきまして、現行では、ソフトウェア業となっておりますが、これを情報通信技術利用事業、コールセンター等でございますが、これに改めるということでございます。 第 2 条の課税免除でございますが、これにつきましては租税特別措置法の改正に伴う文言の整理でございます。 これらの改正につきましては、下線部分をご参照いただきたいと思います。 附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用するものでございます。 以上、提案説明といたします。 ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。</p>

議

長

(ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議

長

(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから議案第 35 号、過疎地域振興のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議

長

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
以上をもって、本臨時会に付議された案件は、全部終了いたしました。
これにて、平成 22 年第 3 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10時40分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 5 月 17 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員